

豊島区民泊サービスのあり方検討会設置要綱

平成 29 年 8 月 3 日
政策経営部長決定

(設置)

第 1 条 豊島区における民泊サービス(住宅を活用して宿泊サービスを提供するものをいう。以下同じ。)について、区民の安全・安心の確保と民泊サービスの適正化に向けた対応のあり方を検討するため、豊島区民泊サービスのあり方検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 住宅宿泊事業法(平成 29 年法律第 65 号)その他の法令を踏まえた、豊島区における民泊サービスの規制及び活用に関すること。
- (2) その他、豊島区の民泊サービスのあり方について必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 検討会は次の各号に掲げる者で構成し、それぞれ各号に定める人数の範囲内において、区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者 2 名以内
- (2) 区民・区民団体の関係者 6 名以内
- (3) 事業者・事業者団体の関係者 4 名以内
- (4) 行政機関の職員 3 名以内

2 委員の任期は、委嘱又は任命された日からその日の属する年度の末日までとする。

(座長等)

第 4 条 検討会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第 5 条 検討会は、区長が招集する。

- 2 検討会には、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 検討会の庶務は、政策経営部企画課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。